

教職員の深刻な長時間労働が文科省の勤務実態調査でも明らかにになり、その是正が喫緊の課題となつていきます。

このような中で、教職員の「超過勤務」の是正を求めてきたかつてきた2つの裁判の判決が言い渡されます。埼玉県・川口市教組の

主張

新聞全教

解説

人事委員会への措置要求に對する不当な判定取り消しを求めるさいたま地裁での裁判と、京都市教組が「子どもとふれあう時間を返せ」として提訴し、たたかってきた京都市裁での裁判

な措置」等々を求めて、県人事委員会に措置要求しました。人事委員会は勤務実態調査を行い、月あたり49時間30分、11時間20分におよぶ時間外教育活動の存在を認定したものの、「自発的

人の教員が超過勤務に対する割増賃金を直接に請求するとともに、長時間過密労働の違法な実態を放置している教育委員会や校長らの責任を国家賠償として問うものです。

いのちと健康を守る 実効ある超勤縮減を

です。

前者は3月13日、後者は4月23日が、それぞれ判決日となっています。

川口市教組では、6人の教諭が「恒常的な時間外勤務を解消するための具体的

労働」として要求を退けました。そのため、3人がさ

いたま地裁に人事委員会の不当な判定の取り消しを求める行政訴訟を行い、たたかって来ました。

京都市教組の提訴は、9

裁判の争点のひとつが、働き過ぎは教員の自主性・

自発性が生み出したものなのか、教育行政が生み出したものなのか、という点です。この間の口頭弁論の

中で、校長の証言を通して、

超過勤務が学校現場に蔓延していることや、校長が事実上の超過勤務を命じている状態にあることを認めさせることができました。

2つの裁判は、教職員の超過勤務が一層深刻になっていく中で、子どもたちとふれあう時間をとりもどし、教職員のいのちと健康を守るために、その実効ある超勤縮減を求めてとりくまれました。

文科省は「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を立ち上げ、また「教員給与に、時間外勤務手当を導入する方向で検討に入った」との報道もあり、判決の結果が注目されます。
(全教生権局 高橋信一)